



島労発雇均0407第2号
平成29年4月7日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



労働契約法の「無期転換ルール」の周知について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働契約法第18条においては、同一の使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。以下同じ。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（以下「無期転換ルール」という。）が規定されています。

無期転換ルールについては、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に同条第1項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が発生することから、無期転換ルールの定着に向けて、事業主及び労働者双方への周知を行っているところです。

今般、無期転換申込権が発生する平成30年4月まで残り1年を切りましたので、無期転換ルールが広く周知されますよう、貴職におかれましても、同封した掲載原稿例、リーフレットにより貴職発行の広報誌（紙）への記事記載について御協力をいただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

島根労働局雇用環境・均等室
竹谷・山尾

☎ 0852-31-1161

【掲載原稿例】

事業主・働くすべての皆様へ

ご存知ですか？「無期転換ルール」。平成30年4月から本格化！

無期転換ルールとは、「平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約について、同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて反復継続された時は、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール」です。（労働契約法第18条）

事業主の皆様におかれましては、円滑な無期転換のために、有期契約労働者の活用実態を把握した上で、活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう。

無期転換ルールの概要や制度導入のポイント、支援策等を厚生労働省ホームページに「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト（<http://muki.mhlw.go.jp/>）」を開設していますのでご覧ください。

お問い合わせ先

島根労働局 雇用環境・均等室

（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階）

電話：0852-31-1161

月～金曜日（年末年始、祝日は除く）の午前8時30分～午後5時15分

「無期転換ルール」の本格化まで1年を切りました！

★ 無期転換ルールについて

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

(労働契約法第18条：平成25年4月1日施行)

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

※ 通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

★対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

★無期転換の申込みは、画面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、労働者が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。口頭での申込みでも法律上は有効ですが、トラブル防止のため、書面で行うことをお勧めします。

★「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」

無期転換ルールの概要や、無期転換のメリットなどを掲載しています。

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換を円滑にリポートします。

効率化版

事業主の皆さん、有期労働契約で働く皆さんへ
無期転換の準備、大丈夫ですか？

詳細はこちら

厚生労働省

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」URL <http://muki.mhlw.go.jp>

※ 無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により、雇止め法理が確立しています。雇止めの判断には、客観的に合理的な理由、また、社会通念上相当である事が必要となりますので、十分慎重に御対応いただきますようお願いいたします。

★非正規雇用の労働者のキャリアアップに助成金を活用してみませんか？

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、待遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、ハローワークまたは島根労働局職業安定部訓練室へお問い合わせください。

★無期転換ルールの特例（有期雇用特別措置法）の基本的な仕組み

平成27年4月1日より「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）が施行され、「無期転換ルール」の対象となる労働者のうち

（1）専門的知識等を有する有期雇用労働者（高度専門職）

（2）定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）

については、雇用管理に関する所定の措置を講じた上で、**労働局長の認定**を受けた場合には、無期転換申込権が発生しないこととされています。

★特例申請の手順

- ① 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。
- ② 事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
(注) 本社・本店を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできます。
- ③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。
- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者（高度専門職と継続雇用の高齢者）について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。
(注) 有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。



詳しくは・・・

厚生労働省 または 島根労働局のホームページでご確認いただくか、

島根労働局雇用環境・均等室 ☎ 0852-31-1161 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

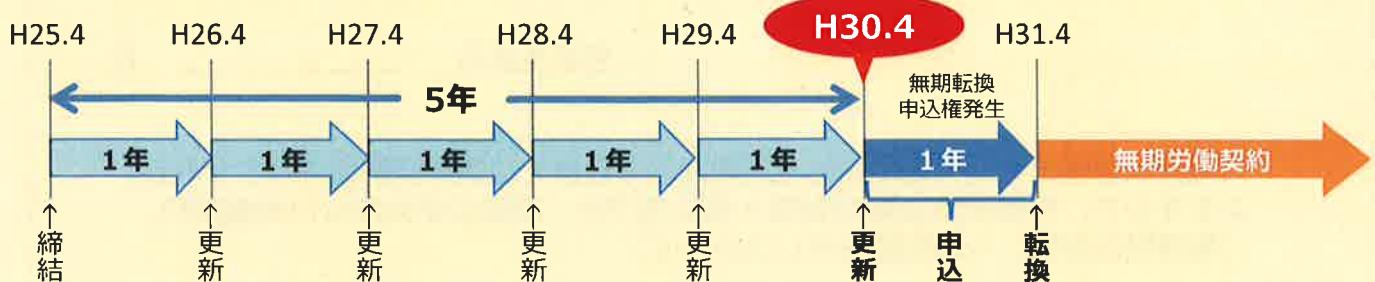
電話 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505 までお問い合わせください。

安心して働くための「無期転換ルール」とは ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、島根労働局雇用環境・均等室にご相談ください。（電話0852-31-1161）

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



厚生労働省 島根労働局

参考様式 無期労働契約転換申込書・受理通知書の例

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えるので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。